

香川県個人情報保護規則をここに公布する。

令和5年3月7日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第4号

香川県個人情報保護規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成17年香川県規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）によるものとする。

（保有個人情報開示請求に係る委任状）

第3条 政令第22条第3項の委任状は、保有個人情報開示請求に係る委任状（第2号様式）によるものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第4条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第5条 法83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第6条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示請求事案移送通知書）

第7条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第7号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示に係る意見照会書等）

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項用）（第8号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項用）（第9号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第10号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（第11号様式）により行うものとする。

（開示の実施等）

第9条 法第87条第1項に規定する閲覧又は写しの交付及び電磁的記録の開示に係る行政機関等が定める方法は、別表第1のとおりとする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

（保有個人情報開示実施方法等申出書）

第10条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第12号様式）により行うものとする。

（手数料）

第11条 条例別表の1の項の規則で定めるものは、日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとし、同表の2の項の規則で定めるものは、日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものとする。

2 条例別表の1の項及び2の項の規則で定める場合及び規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第12条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他知事が適当と認める方法とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第13条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第13号様式）によるものとする。

（保有個人情報訂正請求に係る委任状）

第14条 政令第29条において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、保有個人情報訂正請求に係る委任状（第14号様式）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第16条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第17号様式）により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第18号様式）により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第19号様式）により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第20号様式）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第21号様式）によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求に係る委任状)

第21条 政令第29条において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、保有個人情報利用停止請求に係る委任状（第22号様式）によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第22条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第24号様式）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第23条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第25号様式）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)

第24条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第26号様式）により行うものとする。

(施行状況の公表)

第25条 条例第12条の規定による公表は、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 個人情報ファイル簿の数

(2) 開示請求等の件数

(3) その他知事が必要と認める事項

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正前の香川県個人情報保護条例施行規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1（第9条関係）

行政文書の種別	開 示 の 実 施 の 方 法
1 文書又は図画	(1) 閲覧
	(2) 複写機により用紙に複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）
	(3) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
2 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの閲覧又は交付
	(2) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
	(3) 光ディスクに複写したものの交付
3 2の項に掲げるもの以外の電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）	(1) 閲覧又は視聴
	(2) 光ディスクに複写したものの交付
4 2の項又は3の項に掲げるもの以外の電磁的記録	(1) 視聴
	(2) 録音カセットテープに複写したものの交付
	(3) ビデオカセットテープに複写したものの交付
	(4) 光ディスクに複写したものの交付

別表第2（第11条関係）

区 分	金 額
1 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙にカラ	1枚につき10円に日本産業規格A列3番による用紙を用いて複写し、又は出力し

<p>1 以外のもの で複写し、 又は出力し たものを交 付する場 合</p>	<p>た場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額</p>
<p>2 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合</p>	<p>1枚につき20円 に日本産業規格A列3番による用紙を用いて複写し、又は出力した場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額</p>

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県知事 殿
（出先機関の長）

請求者 住所又は居所
（〒 ）
ふりがな
氏 名
〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所〕
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名
電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> 閲覧又は視聴
 写しの交付（用紙）
 写しの交付（光ディスク等）
<実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。（ 用紙 光ディスク等 ）

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人
イ 請求者本人確認書類
 個人番号カード
 運転免許証 健康保険被保険者証
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ ）
※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
（ア） 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者
ふりがな
（イ） 本人の氏名 _____
（ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

保有個人情報開示請求に係る委任状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- （1） 個人情報の開示請求を行う権限
- （2） 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- （3） 開示決定等の期間を延長した旨の通知を受ける権限
- （4） 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- （5） 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- （6） 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電話番号 () _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- （1） 委任者が押印する印は、実印を用い、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- （2） 委任者の個人番号カード、運転免許証その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由（部分開示の場合）

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

<p>(1) 開示の実施の方法</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時 _____ 場所 _____</p> <p>(3) 手数料の額 _____ 円</p> <p>(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用 準備に要する日数 _____ 日 送付に要する費用（見込額） _____ 円分</p>	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

注 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報開示実施方法等申出書」により申し出てください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日
開示決定等期限	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ） （ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上記期限までに開示決定等を行う予定です。）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

殿

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日 ()
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当組織名 所在地 電話番号 () —
事務担当課等	電話番号 () —
備考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項用）

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、次のとおり照会します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日（ ）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課等）	電話番号（ ） -
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項用）

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、次のとおり照会します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日（ ）
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課等）	電話番号（ ） -
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県知事
（出先機関の長）

殿

請求者 住 所
（〒 ）
ふりがな
氏 名
〔団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名
電話番号（ ） ー〕

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	電話番号（ ） ー

- 注 1 「開示についての意見」欄は、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。
 また、「支障がある」を選択された場合には、（1）支障がある部分、（2）支障の具体的理由について記載してください。
- 2 「連絡先」欄は、本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

あなた（貴 ）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

香川県知事 殿
（出先機関の長）

住所又は居所
（〒 ）
ふりがな
氏 名
〔代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所〕
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名
電話番号（ ） —

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文 書 番 号	
日 付	

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
実 施 の 方 法	閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
	写しの交付（用紙）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
	写しの交付（光ディスク等）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）

3 開示の実施希望日等

開示の実施を希望する日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
「写しの送付」の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有（同封する郵便切手等の額 円） <input type="checkbox"/> 無
申出書提出先 （事務担当課等）	電話番号（ ） —
備 考	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県知事
（出先機関の長）

殿

請求者 住所又は居所
（〒 ）
ふりがな
氏 名
〔代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名
電話番号（ ） ー〕

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求する保有個人情報の内容等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 文書日付： 年 月 日
	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

2 本人確認等

ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 ふりがな （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

保有個人情報訂正請求に係る委任状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- （1） 個人情報の訂正請求を行う権限
- （2） 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- （3） 訂正決定等の期間を延長した旨の通知を受ける権限
- （4） 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- （5） 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 () _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- （1） 委任者が押印する印は、実印を用い、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- （2） 委任者の個人番号カード、運転免許証その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をいたしましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日
訂正決定等期限	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日（ ）
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等の名称） （連絡先） 担当組織名 所在地 電話番号（ ） —
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日 号

殿

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
訂正の実施をした日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県知事 殿
（出先機関の長）

請求者 住所又は居所
（〒 ）
ふりがな
氏 名
〔代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所
の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名〕
電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 文書日付： 年 月 日
	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

2 本人確認等

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 ふりがな （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- （1） 個人情報の利用停止請求を行う権限
- （2） 利用停止決定等の期間を延長した旨の通知を受ける権限
- （3） 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- （4） 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電話番号 (_____) _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- （1） 委任者が押印する印は、実印を用い、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- （2） 委任者の個人番号カード、運転免許証その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
事務担当課等	電話番号 () -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日
利用停止決定等の期限	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	